

伊豆の国市在宅要介護者介護手当支給要綱

制定 平成17年10月12日告示第141号

改正 平成18年6月1日告示第76号

平成22年3月25日告示第34号

平成24年3月30日告示第52号

平成24年5月17日告示第73号

平成28年6月10日告示第95号

令和4年3月31日告示第77号

令和6年12月9日告示第200号

(目的)

第1条 この要綱は、在宅で介護が必要な者（以下「要介護者」という。）の介護者に対し、在宅要介護者介護手当（以下「手当」という。）を支給することにより、その労をねぎらい、介護者及び要介護者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「要介護者」とは、基準日に本市の住民基本台帳に記録されている者であって、基準日において、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 基準日以前6月以上継続して介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定により要介護認定を受けた結果が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生労働省令第58号。以下「省令」という。）第1条第1項第3号、第4号又は第5号に規定する状態にあると認定されているもの

(2) 40歳以上の者であって、介護保険法第27条第1項に規定する要介護認定の申請をしていない者のうち、省令第1条第1項第3号、第4号又は第5号に規定する状態に相当すると市長が認めたものであって、当該状態が基準日以前6月以上継続しているもの

2 この要綱において「介護者」とは、要介護者を現に在宅で介護しているものをいう。

3 この要綱において「基準日」とは、手当の受給資格の認定の基準日であって、毎年7月1日及び1月1日をいう。

(支給の対象)

第3条 手当の支給を受けることができる介護者は、次に掲げる介護者とする。

(1) 基準日以前6月以上継続して、本市の住民基本台帳に記録されており、要介護者と同居し、かつ、生計を同じくする介護者

(2) その他、市長が必要と認める介護者

2 前項の規定にかかわらず、同一の要介護者1人につき2人以上の介護者がいるときは、その主たる介護者が当該手当の支給を受けることができる。

3 要介護者が基準日前6月の間において、次の第1号から第6号までのいずれかに該当日数を合算した日数が45日以上るとき又は第7号から第9号まで手当の支給を受けることができない。

(1) 次のアからエに掲げる施設に入所していたとき。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設

イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者福祉ホーム

エ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通所寮

(2) 介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設に入所していたとき。

(3) 介護保険法第8条第11項、第21項又は第22項に掲げるサービスを受けていたとき。

(4) 介護保険法第8条第9項、第10項若しくは第19項（短期間宿泊に限る。以下同じ。）に掲げるサービス又は在宅高齢者等保健福祉推進事業実施要綱（平成17年伊豆の国市告示第11号）に定める在宅高齢者短期保護事業によるサービスを受けていたとき。

(5) 病院又は診療所に入院していたとき。

(6) 老人福祉法第29条第1項の規定により届出をした有料老人ホームに入所していたとき。

(7) 基準日前6月の間に特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の2の規定に基づく特別障害者手当を受けていたとき。

(8) 基準日前6月の間に生活保護法による保護を受けている介護者により介護されていたとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、在宅において要介護者が介護者による介護を受けていないと認められるとき。

(支給の申請)

第4条 手当の支給を受けようとする介護者は、基準日から1月以内に別記様式による在宅要介護者介護手当受給資格認定申請書を市長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、電子申請による方法に代えることができる。

(認定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、受給資格の認定をするものとする。

2 市長は、受給資格を認定し、又は受給資格がないと認めたときは、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(手当の額)

第6条 手当の額は、要介護者1人につき3万円とする。ただし、要介護者が省令第1条第1項第4号又は第5号に該当し、かつ、介護保険のサービスの利用を受けていない要介護者の介護者には、要介護者1人につき3万円を加算する。

(認定の取消し等)

第7条 市長は、手当の受給資格の認定を受けている介護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認定を取り消すものとする。

(1) 偽り又は不正の手段により認定を受けたとき。

(2) 故意に介護をしていないと認められるとき。

(3) その他市長が不適格と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、速やかにその旨を受給者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づき認定を取り消した場合において、現に手当が支給されているときは、当該手当の全部をその者から返還させるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(申請書の提出期間の特例)

2 平成17年においては、第4条の規定にかかわらず、在宅要介護者介護手当受給資格認定申請書の提出期間を10月12日から11月11日までとする。

附 則 (平成18年6月1日告示第76号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日告示第34号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第52号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月17日告示第73号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項及び第3条第1項第1号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年度6月10日告示第95号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第77号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和6年12月9日告示第200号）

この告示は、公布の日から施行する。

在宅要介護者介護手当受給資格認定申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

申請者 住 所
氏 名

年度在宅要介護者介護手当（ 月 1 日基準日分）の受給資格の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

要介護者	氏名		男・女	生年月日	
	住所			電話番号	
介護者	氏名		続柄	生年月日	
	住所			電話番号	
要介護認定結果		申請無 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5			
要介護認定の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで			
病院・施設等への入院・入所状況		基準日前6か月間に（ 無 ・ 有 ） （病院・施設名 ） 入院・入所の延べ日数（ 日間）			
短期入所サービスによる入所状況		基準日前6か月間に（ 無 ・ 有 ） （施設名 ） 短期入所サービスの利用延べ日数（ 日間）			
振込希望金融機関	金融機関名			口座種別	
	口座名義人			口座番号	

備考 要介護認定の申請をしていない方は、後日、職員が調査にお伺いします。